

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
7月25日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課) 五
 - 保安林予定森林(下関市) (森林整備課) 五
 - 保安林の指定(岩国市) (森林整備課) 五
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課) 五
- 公告
 - 土地改良区の役員届出(農村整備課) 六
- 選管告示
 - 不在者投票のできる老人ホームの指定 六
 - 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定 七
 - 不在者投票のできる介護医療院の指定 七
 - 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正 七
 - 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の廃止(二件) 七
- 雑報
 - 県報の正誤(令和7年7月15日山口県報の目次) 七



山口県告示第二百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和7年7月25日から同年8月15日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和7年7月25日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二二三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二二三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 (N ^m /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
二七一ヌ	一四・五二	令和七、一 九	令和八、一五 一〇	令和八、一五 一〇

備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

No. 3 排水口	排水口		排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
八・四	通	通	通	通	通
九・六	常	常	常	常	常
七	最	最	最	最	最
二〇	大	大	大	大	大
一六	通	通	通	通	通
二五	常	常	常	常	常
一八	最	最	最	最	最
五五	大	大	大	大	大
〇・三	通	通	通	通	通
一	常	常	常	常	常
一四	最	最	最	最	最
一四、四一七・四	大	大	大	大	大
一六、三七三・九	通	通	通	通	通
	常	常	常	常	常
	最	最	最	最	最
	大	大	大	大	大

山口県告示第二百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年七月二十五日から同年八月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社
 住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の一一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 西日本医療サービス株式会社
 所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の一一
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 (kg/時)	力	使用時間	一日当たりの使用時間
六七	一〇〇	令 八、一八	令 八、一八	断続八時間
		予 年 月 日	予 年 月 日	季節的変動なし
		令 八、一八	令 八、一八	
		予 年 月 日	予 年 月 日	
		令 八、一八	令 八、一八	
		予 年 月 日	予 年 月 日	
		断	続	
		八時間	八時間	
		変動なし	変動なし	

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

No. 8 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
七	七・五	通 常	通 常
〃	八・六	最 大	最 大
五〇	三〇	通 常	通 常
六〇	三五	最 大	最 大
四〇	三	通 常	通 常
五〇	五	最 大	最 大
三〇	三	通 常	通 常
二〇	五	最 大	最 大
三〇	一〇	通 常	通 常
六	〇・五	最 大	最 大
八	一	通 常	通 常
六	二七四	最 大	最 大
六	二九八	通 常	通 常

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	種 類		項目	
	処理後	処理前	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
〃	七・五	九・三	通 常	通 常
〃	八・六	一〇・三	最 大	最 大
〃	三〇	一五〇	通 常	通 常
〃	三五	二〇〇	最 大	最 大
〃	三	八〇	通 常	通 常
〃	五	一〇〇	最 大	最 大
〃	三	三〇	通 常	通 常
〃	五	二〇	最 大	最 大
〃	一〇	三〇	通 常	通 常
〃	〇・五	五	最 大	最 大
〃	一	八	通 常	通 常
〃	〃	四六二・二	最 大	最 大
〃	〃	五二一・二	通 常	通 常

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
製鉄 鉄筋 コンクリート	〃	〃	七〇〇	生物処理・加圧 浮上・接触酸化 浮上・過酸化	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)	〃	〃

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六 七	通 常	通 常	通 常
九・三	最 大	最 大	最 大
一〇・三	通 常	通 常	通 常
一五〇	最 大	最 大	最 大
二〇〇	通 常	通 常	通 常
八〇	最 大	最 大	最 大
一〇〇	通 常	通 常	通 常
二〇	最 大	最 大	最 大
三〇	通 常	通 常	通 常
五	最 大	最 大	最 大
八	通 常	通 常	通 常
九・六	最 大	最 大	最 大
一〇・八	通 常	通 常	通 常

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

山口県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社めばえ薬局 防府市三田尻一丁目一二番一三三号	めばえ薬局田島店 防府市大字田島一四九〇の六	居宅療養管理指導	令和七、一、四、一

山口県告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 下関市豊北町大字田耕字川平一二三六八の一、字天狗松一二三八二の一、字小原一二三八三の一、字長羽山一二三八三の二、字三左ガマ一三三八二の一
 - 二 指定の目的
 - 水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
 - 岩国市由宇町字岡の空一、二、三の一、三の二、一〇〇〇七の一、一〇〇〇七の二、一〇〇〇八の一、一〇〇〇八の二、一〇〇〇一、周東町祖生字辺田六〇三、字辺田岡の空一〇二五二、一〇二六五の二、一〇二六五の三、字辺田山一〇二六六の二、一〇二六六の四から一〇二六六の六まで、一〇二六六の八、一〇二六六の一〇、一〇二六六の一一、一〇二六六の一四、一〇二六六の二二、一〇二六六の二四、一〇二六六の二六
 - 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百四十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次ののとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 登 起 所 人 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

豊北町加入 一 下関市豊北町大字北宇賀三五四の 田中 源治 山口県漁業協同組合

〃 〃 大字栗野五〇七〇 平原 拓志

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

豊北町加入 令和七年七月二十五日から同年八月八日まで 山口県漁業協同組合



(一四七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和七年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

下関市豊田町土地改良 理事 西村 博文 下関市豊田町大字矢田五四五の一〇区



山口県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和七年七月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
有料老人ホーム四季の森		下関市一の宮町一丁目三番四六号			令和七、	六、	二	四	
有料老人ホームいちのみや		一の宮町二丁目一八番二五号			〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームサンライフ東駅		後田町四丁目四番三号			〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームあんじゅ田中町		田中町四番一六号			〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームせせらぎの里		小月宮の町七番三号			〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームセイビングひこしま		彦島福浦町三丁目三番一八号			〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームありすの丘		東向山町一三番九号			〃	〃	〃	〃	
シニアハウスぱれつと住吉		一の宮住吉二丁目一〇番一一			〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームあやらぎ		綾羅木新町二丁目一六番二三			〃	〃	〃	〃	
あやらぎ本館		〃		一五	〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームベルリーフ元町		元町一番八号			〃	〃	〃	〃	
有料老人ホームまほろば		王司上町五丁目六番三二号			〃	〃	〃	〃	
サービス付き高齢者向け住宅フェリーチェ新地西町		新地西町一〇番九号			〃	〃	〃	〃	
社会福祉法人夢の会特別養護老人ホーム夢の里		新地町三番二八号			〃	〃	〃	〃	
社会福祉法人夢の会特別養護老人ホーム夢の里		長府才川一丁目四一番七六号			〃	〃	〃	〃	
社会福祉法人夢の会特別養護老人ホーム夢の里		〃			〃	〃	〃	〃	

シニアハウスセービング 宇部市浜町二丁目四番一―号 〃 〃 〃
 浜町
 サービス付き高齢者向け 美祿市美東町真名一―五二―の四 〃 〃 〃
 住宅みとうの杜
 メディカルリハビリター 山陽小野田市大字厚狭六八八の五 〃 〃 〃
 ションホームSUMIK A

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

令和七年七月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦
 名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
 医療法人健仁会サテライ 山陽小野田市大字西高泊一―九八の 令和七、 六、二四
 ト型介護老人保健施設し おん高泊

山口県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

令和七年七月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦
 名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
 介護医療院ケアホーム山 岩国市玖珂町一―三六― 平成一―、 三、二二

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（昭和四十一年山口県選挙管理委員会告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「美和町国保病院」を「岩国市立美和病院」に、「玖珂郡美和町大字洪前一七六六番地の一」を「岩国市美和町洪前一三三三の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第五十八号）は、廃止する。

令和七年七月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第二十一号）は、廃止する。

令和七年七月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦



正 誤

令和七年七月十五日山口県報の目次

臨港地区の区域の案の縦覧（都市計画課）	誤
臨港地区の区域の案の縦覧（港湾課）	正

令和七年七月二十五日印刷

発行人所

山口県知事